

令和5年度

第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会

会議録

令和5年度 第1回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和5年7月18日（火）午後2時～午後3時26分
開催場所	茨木市役所南館10階大会議室
委員長	井元会長
出席者	<p>【協議会委員】 井元委員、本多委員、中島委員、加藤委員、河相委員、末藤委員、佐田委員、山田委員、池田委員</p> <p>【事務局（市職員）】 ＜福祉部＞森岡部長 （福祉総合相談課）澤田課長、北川課長代理兼相談1グループ長、杉林主幹兼相談3グループ長、中林師長、萩原、川村 （福祉指導監査課）石井課長、前西課長代理兼指導監査係長 ＜健康医療部＞ （長寿介護課）竹下課長、森課長代理兼給付係長、西浦主幹兼管理係長、藪内</p> <p>【地域包括支援センター】 馬場（清溪・忍頂寺・山手台）、中澤（天兆園）、寺川（常清の里）、森山（太田・西河原）、藤井（三島・庄栄）、田村（東・白川）、岡田（春日・郡・畑田）、藤岡（沢地・西）、利根川（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、加藤（大池・中津）、野田（天王・東奈良）、橋本（玉櫛・水尾）、内海（玉島・葦原）</p>
欠席者	富永委員、大北委員、信垣委員

議 題	<p>(1) 会長及び会長職務代理者の選定</p> <p>(2) 報告案件 案件1 地域包括支援センターの収支決算・予算について (内容) 令和4年度決算及び令和5年度予算報告 【資料1】</p> <p>案件2 地域包括支援センターの活動状況について (内容) 令和4年度の活動状況 【資料2】</p> <p>案件3 令和4年度地域包括支援センター業務評価について 【資料3】</p> <p>案件4 地域包括支援センターの事業報告・計画について (内容) 令和4年度事業報告・令和5年度事業計画 【資料4】</p> <p>(3) 審議案件 案件1 育児介護との両立支援のための常勤要件の例外的取扱いについて 【資料5】</p> <p>(4) その他の案件 ①地域包括支援センターの整備について 【資料6】</p> <p>②今後の予定・連絡事項等</p>
資 料	<p>配席表 諮問書 委員からの事前質問 令和5年度第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第</p> <p>資料1 地域包括支援センターの収支決算・予算について</p> <p>資料2 令和4年度地域包括支援センターの活動状況について</p> <p>資料3 令和4年度地域包括支援センター業務評価表について</p> <p>資料4 地域包括支援センターの事業報告・計画について</p> <p>資料5-1 育児介護との両立支援のための常勤要件の例外的取扱いについて</p> <p>資料5-2 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」</p> <p>資料5-3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</p> <p>資料6 地域包括支援センターの整備について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（北川）	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。</p> <p>本日の協議会開催につきまして、一点ご説明とご協力のお願いがございます。現在、新型コロナウイルス感染症は再び増加傾向にございます。5類感染症に移行したとはいえ、その感染力は強く、本日ご出席の皆様にはご高齢の方々と直接接するお仕事をしておられる方も多くいらっしゃいますため、本日の協議会は座席と座席の間を広く取り、また、消毒と換気を徹底した上で開催させていただきます。つきましては、ご出席の皆様方には、消毒や咳エチケットと併せまして、水分補給の際を除いて常にマスクをご着用いただきますよう、できる限りご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、運営協議会開会にあたりまして、初めに、運営協議会の改選がございましたので委員の皆様をご紹介いたします。委員名簿の順にお一人ずつご紹介申し上げますので、恐れ入りますが順にご起立をお願いいたします。</p> <p>梅花女子大学教授の井元委員でございます。</p>
井元委員	井元でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	藍野大学教授の本多委員でございます。
本多委員	本多です。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	茨木市医師会の中島委員でございます。
中島委員	中島です。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	茨木市薬剤師会の加藤委員でございます。
加藤委員	加藤です。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	茨木市高齢者サービス事業所連絡会の河相委員でございます。

河相委員	河相と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	同じく茨木市高齢者サービス事業所連絡会の末藤委員でございます。
末藤委員	末藤と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	大阪司法書士会の佐田委員でございます。
佐田委員	佐田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（北川）	第1号被保険者代表の山田委員でございます。
山田委員	山田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	第2号被保険者代表の池田委員でございます。
池田委員	池田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（北川）	<p>なお、茨木市歯科医師会の富永委員、部落解放同盟の大北委員、介護保険サービス等利用者代表の信垣委員は本日ご欠席と承っております。</p> <p>皆様の任期は2年となっております、任期満了は令和7年3月31日となります。2年間どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、本日配付の資料の確認をさせていただきます。一番上から配席表、諮問書、委員からの事前質問、差し替え資料となっております。また、事前に送付しております資料としまして、「会議次第」「資料1 地域包括支援センターの収支決算・予算について」「資料2 令和4年度地域包括支援センターの活動状況について」「資料3 令和4年度地域包括支援センター業務評価表について」「資料4 地域包括支援センターの事業報告・計画について」「資料5 育児介護との両立支援のための常勤要件の例外的取扱いについて」「資料6 地域包括支援センターの整備について」となっております。差し替え資料につきましては、資料2の13ページ、14ページ、資料5-1の1ページを訂正のため差し替えさせていただきました。申し訳ございませんでした。以上、資料の不足等ございませんでしょうか。</p> <p>続きまして諮問書の説明をさせていただきます。運営協議会の開催にあた</p>

事務局（森岡）	<p>りましては、茨木市地域包括運営協議会設置規則第2条の規定により、福岡茨木市長より諮問を受けており、記載の諮問事項について今後、当運営協議会で審議していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして森岡福祉部長から一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様こんにちは。福祉部の森岡でございます。地域包括支援センター運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>日頃から皆様方には、それぞれのお立場で市政全般、とりわけ高齢者施策の推進に深いご理解とご尽力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>また、本日は非常に暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。この会議室もちょっと暑いため、できるだけ冷やしてはおりますけれども、さらにちょっと冷房効果を高めるために扇風機をつけておりますので、少々音がうるさいんですけれども、ご了承くださいますようによろしくお願申し上げます。</p> <p>また、このたび本運営協議会の委員に委嘱ということでお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。この運営協議会につきましては、地域包括支援センターの中立性、公平性、そして適切な運営の確保のために設置をさせていただいているものでございまして、皆様にはこれまでから貴重なご意見、ご提案などを頂いております。</p> <p>この地域包括支援センターにつきましては、平成18年から順次開設をしております。昨年、令和4年には市域全体14か所の体制が整ったこととなります。地域包括ケアシステムの基盤となるための中心的な役割を担う重要な機関ということで、これまでからも皆様方には様々なご意見を頂いております。また、今後ともその役割は非常に重要なことということで、充実に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導、活発なご意見をいただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局（北川）	<p>本協議会の議事進行は会長が行うこととなっておりますが、本日は委員の委嘱後、初めての会合でございますので、会長が選出されるまでの間、福祉部長が議事を進行させていただきます。</p>
事務局（森岡）	<p>では、誠に僭越ではございますけれども、会長が選出されるまでの間、本協議会を進行させていただきます。</p>

	<p>ただいまから、令和5年度第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。まず初めに、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告を求めます。</p>
事務局（北川）	<p>本日は、運営協議会委員12人中9人の出席をいただいております。欠席委員は、富永委員、大北委員、信垣委員の3人でございます。半数以上の出席でありますので、本協議会設置規則第6条第2項により、会議は成立いたしております。本日は1人の方が傍聴されていることを報告いたします。</p>
事務局（森岡）	<p>ありがとうございました。なお、各委員の皆様から頂きました事前の質問につきましては、逐次事務局から説明に含めて回答をさせていただくこととしておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、「会議次第2（1）会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。本協議会設置規則第5条第1項に、本協議会の会長は委員の互選により定めると規定されておりますが、いかが取り計らせていただきますでしょうか。よろしく申し上げます。</p>
中島委員	<p>協議会の小田前会長の職務代理者であった梅花女子大学の井元委員にお願いしたいと思います。どうでしょうか。</p>
事務局（森岡）	<p>ただいま井元委員を、とのお声がございましたけれども、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
事務局（森岡）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしということで、井元委員を当協議会の会長に決定をさせていただきます。拍手でご確認をお願いいたします。</p>
各委員	<p>（拍手）</p>
事務局（森岡）	<p>では、これより井元委員に議長を務めていただきますので、席の移動をよろしくをお願いいたします。</p>

井元会長	<p>それでは改めまして、梅花女子大学の井元でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本協議会の委員は以前より務めさせていただいてるんですけども、会長という重責を担うことにつきましては身の引き締まる思いでございます。コロナ禍を経て、ますます加速化した少子高齢社会におきまして、地域包括支援ケアシステムの充実は大変重要であり、地域包括支援センターはその要です。そのために本協議会は、市長からの諮問事項につきまして真摯な姿勢で審議していくということが求められております。つきましては、皆様とともにその役割を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。簡単ではございますが、以上、会長就任の挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは引き続き、会長職務代理の選任に移らせていただきます。本協議会設置規則第5条第3項の規定により、本協議会の職務代理は会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。会長職務代理者として本多委員を指名いたしたいと存じますが、本多委員、いかがでしょうか。</p>
本多委員	<p>ありがとうございます。</p>
井元会長	<p>それでは、委員の皆様、拍手でご確認をお願いいたします。</p>
各委員	<p>(拍手)</p>
井元会長	<p>ありがとうございました。</p>
本多委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
井元会長	<p>こちらこそ、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次の定例案件に入ります前に、協議会の運営に関し、公開の取扱いについて確認させていただきます。これまでも、本協議会は地域包括支援センターの運営及び地域密着型サービスの指定などについて広く市民の理解を得るという観点から会議の公開について了解いただいております。今後も会議は原則公開とし、公開することが不適切な事案が出た場合には非公開にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、「会議次第2（2）報告案件1 地域包括支援センターの収支</p>

<p>事務局（杉林）</p>	<p>決算・予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>茨木市福祉総合相談課相談3グループ長の杉林と申します。私のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。</p> <p>それでは、説明させていただきます。令和4年度の各地域包括支援センターの収支決算及び令和5年度予算についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。まず1枚目は、令和4年度の各地域包括支援センターの決算報告です。収入に関しまして、1行目の人件費は、社会福祉士等の専門職の人件費、2行目の事務職・事務費等は、事務職員の人件費を含む事務費、この2項目は市からの委託費でございます。</p> <p>次の介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費は、ケアプランの作成件数に応じて得られる介護報酬でございます。収入総額の次でございます市の戻入額につきましては、委託契約上配置することになっている職員を配置できていない期間があった場合や、地域ケア会議の開催回数が足りなかった場合に、その期間や回数に応じて市への戻入を求めているものでございます。なお、⑬玉櫛・水尾につきましては、他のセンターより事務費等の委託費が多くなっておりますが、これは共同事務費と言いまして、複数のセンターが共同で開催する会議等に係る会場使用料、講師謝礼等として使用するためのもので、これを年度ごとに持ち回りして管理しております。その共同事務費が委託料に上乗せしてあるものであり、また、そのうち執行しなかった残額が市の戻入額となっております。</p> <p>次、裏面ですね。2枚目は令和5年度の予算をお示ししております。人口規模に応じて必要となる専門職の人件費と、概ね一律の事務費を委託費収入としております。①清溪・忍頂寺・山手台と②天兆園につきましては、事務職兼介護支援専門員が兼務しているため、その部分を減額しております。また、⑩大池・中津につきましては、今年度の共同事務費担当ということで50万円を加算しております。説明は以上でございます。</p>
<p>井元会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p> <p>委員の皆様には事前に質問を受け付けさせてはいただいておりますが、こ</p>

事務局（杉林）	<p>の会議の場でももちろんご発言いただいて構いませんので、ぜひまた活発なご議論をお願いできればと思います。ご質問の場合は挙手をお願いいたします。マイクをお持ちいたしますので、その後、マイクを持って発言をいただきます。それでは、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ご質問がないようでしたら、この案件については以上といたします。</p> <p>次に、報告案件の2「地域包括支援センターの活動状況について」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、令和4年度の各地域包括支援センターの活動状況についてご説明いたします。お手元の資料は、「資料2」でございます。</p> <p>まず、1ページと2ページは、各エリアの人口、高齢者数等でございます。市内全域の傾向といたしまして、人口は僅かに増え、高齢者人口、特に後期高齢者はそれを上回る増加で、それにつれ、要支援や要介護の認定者数も増えております。</p> <p>3ページは、独り暮らしの高齢者、高齢者世帯、医療機関等の数でございます。こちらでも高齢者のみの世帯が増加傾向にあることが示されております。</p> <p>4ページは、保健師等の三職種の高齢者人口に応じたセンターごとの規定数と実際の配置数でございます。市全体としましては、14か所で三職種の規定数は43人となっております。また、本市では三職種のほかに介護支援専門員兼事務職を各センターに1人配置しております。なお、条例及び要綱により定めた必要数は一番下の部分にお示ししております。</p> <p>なお、この資料全体といたしまして、令和4年度に「春日丘荘」が「沢池・西」と「春日丘・穂積」に、また「葦原」が「玉島・葦原」と「天王・東奈良」に、それぞれエリアを分割しましたため、令和3年度と4年度で分け方の異なる部分がございます。特に「玉島・葦原」と「天王・東奈良」につきましては、記載位置が少し離れておりますことから、「玉島・葦原」の欄に「天王・東奈良」との合計数を記載しておりますのでご承知ください。このことは5ページ以降の※印の箇所の説明でございます。</p> <p>続きまして、5ページと6ページは、どこからの相談にどのぐらい対応したか、相談相手別に記載しております。全ての件数が大幅に増加しておりますが、これは令和4年度から計数方法を変更した影響が出ております。</p> <p>これに関しまして、河相委員より事前にご質問を頂戴しております。本日お配りいたしました事前質問・提案への回答のうち、1ページの河相委員の</p>
---------	--

第1問目でございます。質問をご覧いただけたらと思います。読み上げます。「『令和4年度から実績相談件数の計数方法を変更した影響』とありますが、どのような変更になったのでしょうか。相談対応件数が著しく増加したことが計数方法の変更だけなのか気になります」とのご質問でございます。

回答といたしまして、前年度までは実際に相談があっても軽微なものと判断したものは計数の対象外としておりましたが、その線引きが不明瞭でもあることから、令和4年度から全て計数の対象とするよう変更しております。計数方法を変更したため、他の要因による増加がどの程度影響しているのか検証することは困難ですが、対象者が年々増加することによる自然増やセンターが相談先として浸透してきたことによる増加を除けば、おおむね計数方法の変更によるものと推測しております。回答は以上ようになります。

計数方法変更のため、今回は前年との比較がしづらいところがございますが、全体として相談者の傾向に大きな変化はないようです。本人、家族、近隣住民など一般住民からの相談と、ケアマネジャーや介護サービス事業所など各関係機関からの相談と、割合としては従来どおり概ね半数ずつとなっておりますが、計数方法変更の影響はケアマネジャーや介護サービス事業所からの相談件数について最も大きいと思われ、相対的に一般住民からの相談割合が若干増加しているのではないかと推測しております。

次に、7ページと8ページは、どのような相談に対応したか、相談内容別に記載しております。7ページの総合相談支援業務の相談内容としましては、介護に関すること、生活上の相談、医療・保健相談の順に多くなっております。

8ページの権利擁護業務についてですが、ここで資料の訂正がございます。ちょうど真ん中の表の辺りのところに、参考として過年度分の令和3年度と2年度の数値を掲載すべきところ、令和4年度分を掲載しておりました。令和2年度の分の数値を申し上げますので、追記のほどをお願いいたします。令和2年度の成年後見制度相談件数は285。消費者被害相談件数は18。高齢者虐待相談件数が1,805、括弧内は実人数で111、合計は2,108となります。申し訳ありません。訂正のほど、お願いいたします。

この内容といたしましては、高齢者虐待が大半を占めておりますが、実人数としては80人でした。累計件数、実人数ともに大幅に減少しておりますが、これについて要因はつかめておりません。成年後見制度や消費者被害に関する相談も年々増加しており、引き続き関係機関との連携が必要とされるところで、権利擁護業務の相談元はケアマネジャーが約半数であり、地域包

括支援センターが相談先として浸透してきたことの表れでもあると考えられます。相談内容は重複することもありますので、対応件数も重複して計上しております。また、地域包括支援センターが個別対応した件数だけでなく、関係機関等につないだ件数も含まれております。

9ページは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の件数を記載しております。関係機関との関係づくりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、定例会議への出席は継続できているものの、その他の住民活動への参加は住民活動自体が中止あるいは縮小される場合が多く、困難な状況となっております。ケアマネジャー等へのサポートにつきましては、交流会や研修会を開催したり、事業所を定期的に訪問したりするなどしており、また支援困難ケースに関しては、利用者訪問に同行するなどバックアップに努めております。

10ページには、地域ケア会議の開催状況を掲載しております。各センターが最低3回以上、標準的には6回開催することとなっております。ほとんどのセンターが6回以上開催し、全体では84回の開催となっております。ケアマネジャー等が事例を提供する自立支援型地域ケア会議では、支援を要する高齢者の日常生活上の問題の解決や自立を促すことや、QOL（生活の質）の向上を目指し、また、複合課題型地域ケア会議では様々な要因の絡み合った困難を抱えた事例に関して、いずれも様々な職種がそれぞれの専門的視点から個別事例を検討しました。会議を通じてネットワークづくりにも寄与しております。さらには地域課題型といたしまして、個別の課題から浮かび上がってくる地域共通課題の解決を目指す会議も積極的に開催しております。

11ページと12ページは、上の段が総合事業、下の段が介護予防支援におけるプラン作成件数を記載しております。そのうち、11ページは地域包括支援センターが直接作成したもの、12ページは委託された居宅介護支援事業所が作成した件数を記載しております。包括職員が担当できる件数には上限を設けており、全体として包括作成件数よりも委託事業所による作成件数が多くなっておりますが、現状では委託を引き受けてくれる事業所が見つかりづらい状況であることが問題となっております。包括作成と委託作成の違いといたしましては、ケアマネジメントの実施主体が異なります。ただし、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託して、ケアマネジメントを実施する場合であっても、最終責任主体である地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所によりケアプランなどが適切に作成されているかを確認しております。

井元会長	<p>13ページと14ページですが、既に配付済みの資料には、右から3列目の天王・東奈良のデータが漏れておりました。データ入力後の表裏1枚の資料を本日配付させていただいておりますので、こちらのほうでご確認をお願いいたします。申し訳ありません。この資料でございますが、要支援者や総合事業対象者が要介護認定となった際に、どこの居宅介護支援事業者につないだのかを記載しております。件数を太枠で囲っておりますのが包括を運営する法人内で引き継いだものとなります。事業所の選定に当たっては、偏りが出ないように留意しております。</p> <p>資料に関する説明は以上でございますが、センターの運営に関連して、関係機関との情報共有方法について、加藤委員から事前にご質問を頂戴しております。事前質問・提案への回答のうち、2ページの加藤委員の第3問目でございます。読み上げさせていただきます。「医療介護情報連携のためのICT利活用について、例えば豊中市であれば、『虹ねっと（豊中あんしんネット）』の構築により、Medical Care Station (MCS) を用いた情報共有が行われています。茨木市の地域包括支援センターは、そもそもMCSに対応しているのでしょうか。対応していない事業所があるとなれば対応し、利活用できていることもKPIに含めるべきではないでしょうか。今後は、紙媒体ではなく、ウェブツールでの連携が必須なものになると考えられます。MCSだけでなく、その他のウェブ連携ツールへの対応も含みます」とのご質問でございます。</p> <p>回答です。現在のところ、本市地域包括支援センターは、MCS（メディカル・ケア・ステーション）には対応しておりません。市と14センターを専用ネットワーク回線で接続し、同一の地域包括支援センターの運営支援システムを使用している関係上、導入する場合には一斉の導入になると考えておりますが、情報共有の相手方として最大数の介護サービス提供事業所の動向を注視する必要があると考えております。いずれにしましても、コミュニケーションツールをはじめウェブツールの活用は今後必須になっていくという点をご指摘のとおりと考えておりますので、導入にあたりましては慎重に検討してまいります。</p> <p>説明及びご質問への回答は以上でございます。</p> <p>詳細なご説明、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
------	--

	<p>今の説明には、事前に質問を頂きました委員への回答も含んでいたんですけども、ご質問いただきました、まず河相委員、特に重ねての質問とか確認はございますでしょうか。</p>
河相委員	<p>今日頂いたご回答のほうで理解できました。</p>
井元会長	<p>よろしいですか。それでは、加藤委員はいかがでしょうか。</p>
加藤委員	<p>現時点で追加の質問等はございません。</p>
井元会長	<p>ございませんか。ありがとうございます。それでは、他の委員、何か。もしくは、加藤委員、河相委員も他の点からでも結構ですので、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、報告案件の3「令和4年度地域包括支援センター業務評価について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>それでは、令和4年度地域包括支援センター業務評価についてご説明いたします。お手元の資料は資料3でございます。申し訳ありません。こちらでも訂正がございます。1枚目左側の公表について図で表した箇所でございます。こちらの図のところですか。そちらの矢印で「④報」とありますが、こちらは報告の「告」が抜けております。申し訳ありません。それとですね、1枚開いていただいて、3ページのところです。そこにⅢがあると思うんですが、Ⅲのところには「令和2年度における業務推進の指針」とありますが、これは「令和4年度」の誤りでございます。重ね重ね申し訳ありません。訂正をお願いいたします。それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>茨木市ではよりよい運営、活動に向けた取組を推進することを目的に、茨木市独自の評価項目により地域包括支援センターの運営や活動について業務評価を実施しております。そして、その内容について、ご意見、ご指摘などを頂くことで業務改善をするなど、今後のセンター運営に生かしていくことを目指しております。業務評価の手順でございますが、まず、地域包括支援センターは地域包括支援センター業務評価表に沿って、全ての職員が全ての項目について自己評価を実施し、集約して市に提出します。次に、市は地域包括支援センターにヒアリングを実施し、提出された自己評価内容について</p>

て点検、分析、市の評価を行います。そして、評価をまとめて地域包括支援センター運営協議会に報告し、自己評価、市の評価の結果について審議及び評価、改善策等の意見を頂きます。また、市は承認された評価結果を市ホームページなどで市民に公表しております。業務評価の点数のつけ方ですが、各項目を○か×で評価して、○の数に応じて0点から3点の点数をつけます。この結果、108点満点中の合計点と100点満点に換算した合計点を3枚目の一番の下の段に記載しております。

評価の結果でございますが、100点満点に換算した合計点を見ますと、全ての地域包括支援センターにおいて90点以上であることやヒアリング等を踏まえますと、安定して適切なセンターの運営ができていると考えております。センターにより多少の点数の差が見られますが、あくまでセンターの主観による自己評価でございます。多少厳しめに自己評価しているなど感じられる所もございますので、センター間の点数の差は誤差の範囲と考えております。また、評価そのものよりも、このように自らの活動を振り返り評価する過程が重要であると考えておりますので、今後もさらによりよい運営を行っていただけるよう、共に取り組んでまいります。

ここで、加藤委員より事前にご質問を頂戴しております。事前質問・提案への回答のうち、加藤委員の第2問目でございます。読み上げさせていただきます。「介護予防手帳（はつらつパスポート）について、市でも利活用について再検討している中、K P Iに含めるのはいかなるものかと思惟ました。また、地域包括支援センターにおいて『利活用できている』と回答したセンターにおいて、利活用に難渋しているセンターに向けて、どのように利活用できているのか事例共有があってもよいのではないかと感じました」とのご質問でございます。

回答です。介護予防手帳（はつらつパスポート）につきましては、令和4年度当初にはできるだけ活用していくという方針でしたので、今回の業務評価につきましては評価基準に含めておりますが、ご指摘のとおり、現時点ではみんなで連携編の利活用については再検討しており、令和6年度の評価基準からは除外することも検討しております。みんなで元気編の委託先または地域住民に対する普及啓発はおおむね実施できているようですが、センターにより活用の度合いが異なるようですので、ご指摘のように事例の共有を検討してまいります。

説明及びご質問への回答は以上でございます。

井元会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>特によろしいですか。</p> <p>加藤委員はいかがですか。</p>
加藤委員	<p>いいです。</p>
井元会長	<p>よろしいですか。それでは、質問がないようでしたら、この案件につきまして以上いたします。</p> <p>それでは続きまして、次に、報告案件の4「地域包括支援センターの事業報告・計画について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (杉林)	<p>それでは、令和4年度事業報告・令和5年度事業計画についてご説明いたします。お手元の資料は資料4でございます。</p> <p>こちらの資料は、地域包括支援センターがそれぞれ作成いたしました令和4年度の事業報告及び令和5年度の事業計画を記載しております。見開きが1センター分になっており、左のページが事業報告、右のページが事業計画でございます。本日は時間の都合上、市内5圏域からそれぞれ1か所の地域包括支援センターから事業報告と事業計画を発表させていただきます。まず、資料の箇所を申し上げます。北圏域からは資料3、4ページの地域包括支援センター天兆園、東圏域からは11、12ページの東・白川地域包括支援センター、西圏域からは17、18ページの春日丘・穂積地域包括支援センター、中央圏域からは19、20ページの茨木・中条地域包括支援センター、南圏域からは23、24ページの天王・東奈良地域包括支援センター、この5センターでございます。それでは、順に報告のほどをお願いいたします。</p>
中澤 (天兆園)	<p>安威、福井、耳原を担当しております天兆園の中澤です。着席で失礼いたします。3、4ページをご覧ください。</p> <p>まず、新規の相談件数といたしましては、昨年度に比べまして5%程度増えました。中でも医療機関とのやり取りが増えたように感じています。入院時だけでなく、かかりつけ医や往診医の先生ともちょっとしたことを伝えておくことができるような関係性が築けつつあるように感じています。包括の広報誌につきましては、年2回、各1,300世帯程度に配布し、それをご覧</p>

<p>田村(東・白川)</p>	<p> になっての問合せもありました。地域ケア会議は年6回開催しましたが、それ以外にも主にケアマネジャーさんを対象に3つの研修会を開催しました。1つ目は清溪・忍頂寺・山手台包括と合同で近隣の病院3か所のMSWさんを招き、医療と介護の連携についてお互いに具体的な情報共有を行いました。2つ目の社会資源については、北圏域3包括合同で山間部共通の課題である交通手段を中心にカーシェアリング、移動スーパーなどについて話し合いました。3つ目の高齢者虐待研修では、通報しやすい関係となることを目指して、通報後の対応について説明を行いました。 </p> <p> コロナ禍でふだんのイベントが縮小されたことで始めましたノルディックウォーキングは、昨年度の開催で3回目となりました。運動だけではなく、栄養にも着目したイベントとなっており、管理栄養士監修のお弁当などを紹介しています。同時に、特殊詐欺防止のための講話を交番に依頼しました。交番の方とはお互いに広報誌をやり取りしたり、地域のサロンでも講話をお願いしたりしています。認知症でおうちに戻れなくなった方の保護などでも、直接連絡する機会が増えたように感じました。 </p> <p> 認知症につきましては見守りシールの活用が浸透してきたのか、申請が増えたこと、また、大学生対象の100人規模の認知症サポーター養成講座を実施したことが挙げられます。 </p> <p> 今年度、特に取り組みたいこととして二つあります。一つは地域ケア会議で看取りの事例を取り扱ったときに、死後の手続につながる部分の知識が不足している、また具体的に知りたいという意見があったため、この死後の手続について研修会を開こうと思っています。もう一つは、北圏域の3包括合同で商業施設でのイベントを企画しています。介護保険制度の正しい理解と適切な利用に向けて、高齢者だけではなく、子育て中などのまだ介護に関心が低そうな若い世代の方にも関心を持っていただけるような企画にしていきたいと考えています。以上です。 </p> <p> 東・白川地域包括支援センターの田村です。資料は11、12ページをご覧ください。着座にて失礼します。 </p> <p> 当包括では、総持寺UR団地の高齢化、自治会解散によるコミュニティーの消失という地域課題にここ数年、関係機関で連携して取り組んできました。昨年は、ようやく福祉委員による地域カフェが定期開催されるようになりました。URコミュニティーや隣接する高槻市の富田地域包括支援センター、立命館大学や追手門大学、一般企業やボランティアなど協力機関が増え、 </p>
-----------------	---

<p>利根川（春日丘・穂積）</p>	<p>年1回開催していたイベントを昨年は2回開催することができました。しかし、昨年秋からは、住民である民生委員も不在となり、さらに住民主体のコミュニティーや地域ネットワークづくりが必要と感じています。今年度は住民サポーターの発掘に向けて、さらに活動を継続していく予定です。</p> <p>白川地区では、コープと連携し、地域イベントを開催することができました。毎月つながるミーティングという会議も始まりました。コープと茨木市の関係機関、地区福祉委員さんなどの住民だけでなく、こちらも隣接する高槻市の三箇牧地域包括支援センターや一般企業、大学生さんの協力もいただいています。今年度は、毎月の定期イベント開催を目標に活動しています。この6月、7月には、茨木市認知症支援推進員さんとも連携し、茨木市認知症啓発イベントを開催することができました。</p> <p>その他にも、いきいきサロンなどの地域活動が徐々にコロナ前同様に再開し、さらに新しい地域カフェも2か所開設されました。大切な社会資源として、包括として参加協力に努めています。</p> <p>総合相談は増加しています。中でも複合的課題を抱えるケースが増えています。市と連携して虐待ケースの早急な対応や成年後見の申立ての支援もしています。また、精神疾患やアルコール依存症、難病疾患をお持ちの高齢者の支援については、茨木保健所や新阿武山病院などの専門機関とも連携を取り、支援に当たることができました。今年度も、引き続きネットワークを構築し、様々な相談、課題解決に向けて適切な対応を心がけていきたいと思えます。また、コロナの緩和から、昨年は東圏域の3包括合同で地域課題検討型地域ケア会議を1月に開催しました。ケアマネや専門職、民生委員の方々にも参加していただき「認知症の方を地域で支えるために」をテーマにグループワークを行いました。2月には東圏域のケアマネさんと医療機関の交流会を開催しました。どちらも対面での意見交換の場を持つことができ、参加者からも好評をいただきました。今年度も感染対策を講じながら引き続き対面での交流の機会を提供したいと考えています。以上です。ありがとうございました。</p> <p>春日丘・穂積地域包括支援センターです。17ページ、18ページをお開きください。</p> <p>私ども包括支援センターは2年目を迎えたセンターとしての取組方針として、センターのさらなる周知と社会資源や関係機関との連携強化、アウトリーチでの相談会や介護予防事業の展開というのを今年度の取組方針とし</p>
--------------------	--

てまとめました。以下、それぞれの項目について、昨年度の状況、あとそれから今年度の取組について順番に説明させていただきます。

総合相談支援業務といたしまして、新しくできたセンターでしたが、駅前にあることもあって、立地条件から来所相談109件、そのうちアポなし相談というのも多くありました。全職員が相談業務経験者でもあり、ワンストップの対応が可能だったとっております。しかし、関係機関や地域とのつながり構築途中にありまして、さらなる努力が必要と考えています。今年度につきましては、総合相談窓口としての周知と機能の強化を重点として、社会資源をリスト化し、連携できる関係の構築、アウトリーチ相談会の開催に取り組みたいとっております。相談会につきましては、徒歩圏での開催に向けて取り組んでいきたいと考えております。

権利擁護業務です。消費者センターへ定期訪問と、情報についてはセーフティーネットワーク会議とかでサロンといった形で発信させていただきました。西圏域包括合同でケアマネジャー対象に死後事務手続について、民生委員の方々を対象に成年後見制度、虐待通報のポイントについて開催してきました。関係機関との連携を密にして、協業的に行うことができているのですが、職員間で知識もスキルのばらつきがあったと考えています。今年度につきましては、高齢者虐待防止と早期発見対応として、セーフティーネットワークへの参加はもちろんのこと、居宅介護支援事業所訪問などを行って相談しやすい包括として信頼関係の構築を努めてまいります。職員の知識スキルの向上のために、内外の研修へ積極的に参加していきます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務といたしまして、認知症知識の普及に向けて、サポーター養成講座にメイトとして加えさせていただきました。福祉委員や民生委員などの方々のご支援を受けて、包括だよりを季刊年4回発行。関係機関、民生委員、福祉委員の方々との顔の見える関係づくりはかなり構築できたと考えています。

地域ケア会議は年7回開催させていただきました。自立支援型、複合課題型地域ケア会議では、既存の介護保険サービス外でも本人の強みを活かしての社会参加や成年後見制度利用への本人の意志決定支援なども考えてまいりました。地域課題共有検討として3回シリーズで開催し、通所型サービスC利用者のサービス卒業後の居場所問題から、各種リハビリとのマッチングやサービス導入時から介護予防対策を検討して、市への提言や次年度の介護予防事業検討につなげました。例といたしまして、「はつらつパスポートー元気編ー」のフレイルのページの改編につなげさせていただきました。今年

度も地域課題と地域力について検証しながら、地域や関係機関との間で、互いの強み、弱みを把握して、互いに補完し合える関係づくりに努めたいと考えております。介護予防を視点として、介護保険サービスの利用開始と卒業が循環する仕組みができるように努めたいと考えております。サービス利用前から卒業時の見込みなどを相談し、地域参加についても検討していきます。地域ケア会議は、今年度6回以上開催し、居宅介護支援事業所からの自発的な事例提供を促すために、居宅介護支援事業所を訪問し、自立支援や困難事例などの地域ケア会議利用について周知していきます。地域ケア会議は課題抽出に終わらず、新たな方向性や具体的な成果につながる場となるように、また、行政への提案や新たな協業を生み出す場所となるように努めます。

続きまして、介護予防ケアマネジメント業務です。総合事業サービスの利用を積極的に検討し、本人のできることに着目した計画立案に努めてきました。リハ職同行訪問、短期集中リハビリなどを積極的に検討し、利用卒業後の方向性についても専門職や本人、家族と相談して介護保険サービス以外についても検討しています。相談時に近隣の出かけ先や散歩コースなども紹介させていただいています。委託ケースについても、サービス担当者会議に積極的に参加し、目標設定について確認。介護予防の視点で担当介護支援専門員や各事業所担当者とともに検討してきました。今年度も、総合事業サービスや一般介護予防も含めてマネジメントを展開し、セルフケアを含めた介護予防を進めていきます。本人、家族の意向確認、制度説明を丁寧に行えるように、はつらつパスポートの活用や包括内外での意見交換ができる場を持って、市の介護予防の方向性の理解に努めたいと考えております。以上です。

山根（茨木・中条）

では、続きまして、茨木・中条地域包括支援センター、山根でございます。着座にて失礼いたします。資料は19ページ、20ページをご参照ください。

当包括センターは、令和3年から前任の法人から業務を引き継ぎまして、中心部のビルの5階で事務所を開設いたしました。新しい包括として地域の高齢者や医療機関や商業施設等に周知のための啓発を毎年実施いたしまして、電話や来所相談等一定の成果が見られたように思います。月平均250件以上の相談が入るようになりました。本人、家族からの介護保険や介護予防等に関する相談が多かったです。今年度は圏域型包括支援センターとなりまして、中央保健福祉センターと同じハートフル1階に事務所を移転することとなりました。今年度も引き続き周知活動を行い、介護保険や介護予防を必要としない方々に知っていただけるよう啓発をしていきたいと思ってお

<p>野田（天王・東奈良）</p>	<p>ります。また、中央保健福祉センターや各相談支援機関とも連携いたしまして、世代を超えてワンステップで相談できるよう連携していきたいと思っております。</p> <p>圏域型となる前から、大池・中津地域包括支援センターとは年1回、合同で圏域型の研修会を開催しており、令和3年度は短期集中リハビリトレーニングについて、令和4年度は虐待予防について学びの機会を得られました。今年度は医介連携といたしまして、病院の相談員さんとの交流会を企画しております。エリア型包括としましても、年1回研修交流会を企画しております。令和4年度には社会福祉協議会の方に講義してもらい、災害時（コロナ禍等）の連携についてグループワークを行いました。令和5年度は、訪問看護教育ステーションより講師を派遣してもらい、カスタマーハラスメントについての研修会を予定しております。</p> <p>地域に関しましては、認知症地域支援推進員や警察、圏域の事業所の方々に協力していただき、年1回、徘徊模擬訓練を開催しております。困っている人に気づき、声をかける練習をしております。今年度は相談の少ない地域に関しまして地区踏査を行い、課題はないか分析し、アプローチ方法を検討したいと考えております。介護予防、介護保険等がまだ必要でない方にも地域包括支援センターを知ってもらい、相談が遅くならないように啓発していきたいと考えております。以上です。</p> <p>天王・東奈良地域包括支援センターの野田史子です。よろしくお願ひします。着座で失礼させていただきます。資料は23、24ページをご覧ください。</p> <p>開設2年目の取組や活動について、まずはセンターの基本機能を安定的に遂行するために、三職種ともが公平に最適なフォローのタイミングとサポートで窓口対応ができますように、職員全員で相談内容の情報を常に共有する時間を毎日取るようにしています。聞かれたことに即答できない質問をゼロにするなど、新しい介護保険のニュースの知識を知るにふさわしい研修や講和の会を毎月実施。医療、福祉、介護関係者だけでなく、地域住民の方々にも参加交流していただきました。その際に、「地域の助けになる最善のサポートは何でしょうか？」の一文を加え、アンケートを実施するようにしています。ご要望に応じて、まちづくりに役立つ活動、当包括の役割、利用できる機関の紹介説明、地域課題の解決策を探るために必要と思われるインフォーマルなサポートが見つければ、ケアの質の担保や地域資源としてサービス事業所先などを追加して作成、リスト化して活用できるようになりました。</p>
-------------------	--

昨年は啓発資料が乏しい点が課題にありましたので、サロンやセーフティネット会議などで直接地域住民の方々からのご意見をお聞きする中、望まれる各所のニーズにお応えできますように取り組んでいます。

ここ最近多くなっている消費者被害の防止については、隔月で消費者センター職員と最新の消費者被害の傾向や対策、意見交換にて、地域住民の方々にはチラシを活用するなどして、訪問時や来所時相談など、協力支援の必要な際にはCSW、ケアマネジャー等に情報提供してチームで活動しました。

コロナの影響でできなかった居宅介護支援事業所への巡回訪問や定期的ケアプラン相談会についても順当に計画、実施できるようになり、顔の見える関係づくりの機会を持つことができています。今年度から「大人の健康測定&介護・栄養相談会」、そして毎月圏域の薬局との協働にて、地域包括支援センターの役割をPRするとともに、地域住民の方の健康な毎日、健康づくりのために気軽に利用でき、気になるお体のこと、健康のことが相談できる窓口として、薬剤師、管理栄養士とのコラボ企画を実施して、社会資源としての事業化のプロセス段階、協働の必要性、地域のニーズそのものの明確化に力を入れていきます。

当包括の担当エリアの福祉委員、民生委員の方々には危険意識、特に加齢に伴い発生するリスクに対する意識が高く、早いタイミングで介護保険申請を要請していただきますが、反面、パトロール体制の整備は人の手が足りていません。そのような点は、包括も1チームとして協力、連携にてアウトリーチを心がけ、適時にカバー協力していきます。

昨年はエリア内のケアマネジャー向けに、弁護士を招いて意思決定支援の基礎についての研修会を開催しましたが、今年度はエリア内のケアマネジャー、CSWの交流会でお寺のお坊さんをお招きして、在宅生活での看取りを考える中で生じる支援者の葛藤や気持ちの整理についての講義を行っていただきました。家族として、介護関係者として、各立場から看取りを考える場となり、それぞれが最期を迎える場面に対する受入れやそのときの気持ち、動き、葛藤など、経験談も含めてたくさんの意見交換ができ、実りのある交流会ができました。今後の計画では「もしバナゲームを使ってACP（人生会議）を学ぼう」を既に実施。次に「精神障害の高齢者やその家族の理解と支援を考える」「消費者被害について」「災害ケースケアマネジメント」といった研修会を企画するほか、南保健福祉センターと一緒にエリア内災害時の支援体制、災害時における避難行動についての個別避難計画の策定、対策を確立するべく検討しているところです。説明は以上になります。ありが

井元会長	<p>とうございました。</p> <p>地域包括支援センターの皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。時間の関係で、全てのセンターからの報告というふうにはいきませんでしたけれども、非常に詳細なご報告をそれぞれのセンターより頂戴いたしておりまして、本当にありがとうございます。まだまだ昨年度はコロナ禍の中でございましたけれども、その中でも非常に工夫をして、積極的に活動をされているなどというのが、この報告書と計画書を拝見しても読み取ることができました。本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で報告案件は全て終わりになります。今までのところを振り返ってでも結構ですが、何かご質問やご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、「会議次第の2（3）審議案件 案件1「育児介護との両立支援のための常勤要件の例外的取扱いについて」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>それでは、「育児介護との両立支援のための常勤要件の例外的取扱いについて」をご説明いたします。お手元の資料は資料5-1～3が既にお配りしており、本日お渡ししておりますのが資料5-1の差替分でございます。資料5-1のどこが変わったかというところですが、下の（1）のところ、一番下の三つあるところで、以前の資料では「育児介護休業中」となっていたんですけども、正しくは「育児介護短時間勤務中」でございます。それから（3）①、以前は「育児・介護休業法に基づく育児介護休業中の職員に限ること」でしたが、「育児介護休業中」の後に「または育児介護短時間勤務中の職員に限ること」を追記した資料をお渡ししております。訂正箇所は2か所でございます。申し訳ありません。それでは説明させていただきます。</p> <p>現在、介護や福祉の業界では人手不足が深刻であり、本市の地域包括支援センターも例外ではございません。先ほど決算報告の案件でもご報告しましたように配置すべき職員が配置できないため委託料を返還するセンターが令和4年度で4か所、延べ29か月にも上ります。ひとたび職員の退職がありますと求人をかけてもなかなか応募がなく補充に大変苦心しているように</p>

聞き及んでおります。人員の確保のためには、欠員が生じた際の速やかな補充はもちろんのこと、現在従事している職員が働きやすい環境をつくるという意味で育児や介護との両立を支援する方策を考える必要がございます。

このような状況の中、地域包括支援センターの職員は「センターの業務における責任体制を明確にし、また専門職員の資質を担保する観点から、常勤であること」が求められております。お手元の資料5-2、こちらは厚生労働省局長通知の一部でございまして、ページの中ほど、1つ目の下線部分がちょうどそれについて記載されている部分でございまして。

しかしながら、同時に、その4行ほど下の下線部分でございましてけれども、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする」という記載もございまして。

ここで、介護報酬において常勤要件がどうなっているか見てみますと、ここではお手元の資料5-3、介護報酬の各種基準に関する厚生労働省局長の通知でございまして、こちらには育児や介護に従事する職員を対象とした常勤要件の緩和策が2点示されております。1点目は、資料上部の下線にございましており、30時間の勤務で常勤と認められること。2点目は、一番下の下線にありますように、本来は認められておりません複数名の勤務時間を合算することで常勤であるとみなす「常勤換算」の方法が、例外的に認められることとございまして。また、お手元の資料5-1に戻りまして、枠内の下半分のところですね。そこには、医療機関における診療報酬の取扱いも同様となっていることをご覧いただけます。

このように、育児・介護休業法の理念にのっとり、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進めることが、職員の離職防止に資すること、制度適用を育児・介護休業法による休業中または短時間勤務中に限ることによって濫用を避けられることなどから、当市でも要件を満たす場合は限定的に常勤換算方法を認めることが必要と考えるものでございまして。

ここで人員配置に関しまして河相委員と加藤委員より事前にご質問を頂戴しております。まず、事前質問・提案への回答のうち、河相委員の第2問目でございます。読み上げます。「今回、この案件が挙がってきたことに関しては、資料2の4ページの人員体制や資料3、3ページの5(1)-①の評価結果を見てですが、人員確保がかなり難しい状況ということでしょうか。圏域が14となっても、それぞれのセンターへの相談件数を見る限り、人

員不足では対応も困難ではないかと思えます。基準に定められているとおりであれば、業務を円滑に推進していくためには例外的取扱いも必要と思えます。ただ、職員代替対応となる際、資料5-2にもあるように、専門職員資質を担保する観点からは、常勤の職員を確保することが必要となっており、例外的取扱いでの対応をしながらも常勤職員配置への人員確保は引き続き何かされる予定なのか、お聞きしたいです。」との質問でございます。

回答です。市の設置するセンターにおいて、おおむね職員は充足しておりますが、退職があった場合の補充ができず委託料を返還するセンターが複数ありました。人員が不足すれば、ご指摘のように相談への対応も困難となり他の職員への負担も大きくなりますので、欠員の状況はできるだけ避けたいところです。例外的取扱いにつきましては、育児・介護休業法に基づく育児介護休業中や育児介護短時間勤務中に限った取扱いであるため、対象となる職員のフルタイム勤務への復帰までという一時的なものであり、長い目で見ますと、経験豊かな職員を手放さずに済むという利点が大きいと考えております。その期間中の他の職員への影響はあらかじめ法人内で整理しておくことが期待されます。ご質問に対する回答は以上でございます。

続きまして、事前質問・提案への回答のうち、加藤委員の第1問目でございます。読み上げさせていただきます。「人員配置基準を満たしていない状況について、今後どのように改善されるのかお聞かせください。また、現在『満たしている』と報告のある中に、準ずる者を配置している例はどのぐらいあるのでしょうか。人口減少並びに労働人口の減少がある中で、地域包括支援センターの数を増やしたことで、将来的に配置基準を満たすことが困難になることも想定されます。兼務不可とありますが、今般の働き方改革や副業緩和の方針などから、産育休取得者への対応だけではない柔軟な対応が求められると考えられます」とのご質問でございます。

回答です。4月1日時点で人員配置基準を満たしていないセンターにつきましては、その後職員採用が進み、現時点での欠員は1名まで減っております。このセンターでは主任介護支援専門員を欠く状態ですが、代わりに看護師を1名多く配置しており、配置基準は満たさないものの幸い業務への影響は大きくない状況となっております。準ずる者を配置している数は現時点で保健師が15名中9名と主任介護支援専門員は14名中1名です。医療職につきましては、地域包括支援センターの制度ができた当初から「保健師または経験ある看護師」と定められておりますので、現状で特に問題とは考えておりません。主任介護支援専門員につきましては、主任介護支援専門員研修の受

講中の者等のみを準ずる者として認めており、研修を修了次第、準ずる者ではなくなりますので、あくまでも一時的なものとなっております。兼務につきましては、国の基準で常勤職員の配置が前提とされている中で、基本的には常勤専従を緩和する考えはございません。ただし、今回お諮りしているように育児介護中の職員を対象とする仕事との両立支援のほかに職員が働き続けやすい環境をつくっていくことは必要と考えており、今後も検討を続けてまいります。ご質問への回答は以上となります。

さて、常勤換算方法を認める具体的な方法といたしまして、1点目はお手元の資料5-1の(1)、下の部分、育児・介護休業法に基づき短時間勤務を行っている職員については週30時間以上の勤務をもって常勤と認めるということでございます。これは週30時間程度の職員を新たに雇用することで足るということではなく、あくまで育児や介護のため短時間勤務が必要となった職員について、これまでですと地域包括支援センターでの勤務が認められないことから法人内で配置換えを行うなどする必要がございましたが、配置換えすることなく勤務し続けられるということでございます。これにつきましては、法人の育児・介護休業規程等に短時間勤務について明記してあることが前提条件と考えております。2点目は資料の(2)、育児・介護休業法に基づき育児休業または介護休業中の職員について代替職員を配置する際には、これまで常勤職員の配置を求めておりましたが、非常勤職員2名の勤務時間を合算して常勤換算することを認めようということでございます。休業中の職員1名の代替として、3名、4名と多くの職員が入れ替わり立ち替わりということも差し支えがございまして、休業中の職員1名当たり非常勤職員2名に限ることと考えております。

(1)、(2)いずれも対象者以外の職員に負担が生じることは十分に考えられることとございますので、実際の運用にあたりましては運営する法人が十分に職員間の理解と協力を得られるよう調整することが期待されます。また、適用にあたりましては必ず事前に市と協議し具体的な内容を確認することで濫用を避けられると考えております。育児や介護との両立を支援することによって職員の離職を防止することと職員の資質を担保すること、その両方をこの常勤要件の例外的取扱いによって確保できるのではないかと考えております。以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

井元会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。事前にご質問くださいました河相委員、そして加藤委員もいかがでしょうか。事務局からの回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	(頷く)
井元会長	<p>はい、ありがとうございます。資料5-1の下の部分の内容ですけれども、今、事務局の説明がございましたように、長い目で見ますと熟練した職員を継続して確保できるというふうな利点もございます。いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。本案件につきまして、事務局案どおりということで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
井元会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、全会一致で認められたことといたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、「会議次第2(4)その他の案件の①地域包括支援センターの整備について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局(杉林)	<p>その他の案件といたしまして、地域包括支援センターの整備についてご説明させていただきます。お手元の資料は資料6でございます。</p> <p>これまで、本市におきましては、高齢者人口5,000人程度に1か所を目安として地域包括支援センターの設置を進めてまいりました結果、令和4年度で14エリア全てに地域包括支援センターの設置が完了いたしました。また、市内を五つの圏域に分け、圏域ごとに圏域型地域包括支援センターの設置を進めており、令和5年度現在、4圏域に設置済みでございます。圏域型とは、市の設置する地区保健福祉センターの中に地域包括支援センターの事務所を配置する形態を言いまして、業務内容としましては、担当エリアでの包括センター基本業務に加え、保健福祉センターや他の専門機関等と連携しながら、圏域内の他の包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集と共有や現状分析から地域課題を抽出する等の取りまとめの役割を担います。</p>

井元会長	<p>令和6年度以降、北圏域におきまして圏域型地域包括支援センターの設置を目指しておりますが、現時点で、地区保健福祉センターの設置場所が未定でございます。その決定時期によりましては令和7年度以降となる可能性もございます。設置時期が決まりましたら、プロポーザル方式により運営法人の選考を行う予定となっております。説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>それでは、その他の案件の②今後の予定、連絡事項等に移ります。事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局（西浦）	<p>お時間を頂きましてありがとうございます。長寿介護課の西浦と申します。私からは令和5年度地域密着型サービスの公募につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今年度におきましては、中央圏域に認知症対応型共同介護を1か所、小規模多機能型居宅介護を東圏域と西圏域に1か所ずつ公募しております。令和5年6月20日から地域密着型サービスを公募してございまして、その中で認知症対応型共同介護をやりたいという事業者様2か所から今、応募がある次第であります。今後、事業所を決定するにあたりまして、選定会議を開催したいと思っております。その中で、茨木市地域包括支援センター運営協議会の委員の皆様から選定委員をお願いしたいと思っておりますので、その際はよろしくをお願いしたいと思います。私からの説明は以上でございます。</p>
井元会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>事務局から他に何かございますでしょうか。</p>
事務局（杉林）	<p>次回の会議につきましては、現在のところ、年が明けて令和6年の2月15日（木）、午後2時からローズWAMにて開催の方向で調整中でございます。詳細につきましては、決定次第改めてご連絡させていただきます。</p>

井元会長	<p>また、それまでに事業者指定の案件が上がった場合には、別途書面にて開催することがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>次回以降の協議会の開催予定ですが、事務局からただいまご報告がございましたように、2月15日（木）、14時からローズWAMにて開催予定とのことです。日程等の詳細につきましては、後日事務局から通知させていただきますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして会議を終わらせていただきます。皆様、長時間ご協力ありがとうございました。</p>
------	--